

# 若年者等正規雇用化特別奨励金

(平成24年3月31日までの暫定措置)

## 1 概要

年長フリーター及び30代後半の不安定就労者、又は、採用を取り消されて就職先が未決定の学生等について、年長フリーター等を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する場合、トライアル雇用終了後に引き続き正規雇用する場合、有期実習型訓練修了者を正規雇用する場合、採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等を対象とした求人枠を設けて正規雇用する事業主に対し、奨励金が支給されます。

## 2 内容

### (1) 年長フリーター等(25歳以上40歳未満)を正規雇用する場合

- ① 直接雇用型の主な支給要件
  - ・ 雇入れ日現在の満年齢が25歳以上40歳未満
  - ・ 雇入れ開始日の前日から過去1年間に雇用保険の被保険者でなかった者
  - ・ その他職業経験、技能、知識等の状況から奨励金の活用が適当であると公共職業安定所長が認める者を安定所の紹介で雇入れ、引き続き6か月以上正規雇用した事業主
- ② トライアル雇用活用型の主な支給要件
  - ・ 安定所の紹介によりトライアル雇用の対象として雇い入れた事業主
  - ・ トライアル雇用開始時の満年齢が25歳以上40歳未満であること
  - ・ トライアル雇用開始日の前日から過去1年間に雇用保険の被保険者でなかった者
  - ・ トライアル雇用後引き続き6か月以上正規雇用した事業主
- ③ 有期実習型訓練修了者雇用型の主な支給要件
  - ・ 有期実習型訓練開始日現在の満年齢が25歳以上40歳未満の者
  - ・ 有期実習型訓練の全課程を修了したものを修了後3か月以内に雇入れ、引き続き6か月以上正規雇用した事業主

### (2) 採用内定を取り消された方を正規雇用する場合

- ・ 雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の新規学卒者であって、法の規定により安定所に通知された採用内定の取り消し又は撤回の対象となった者
- ・ 原則として卒業年の6月末までに安定所に求職登録を行った就職先が未決定の新規学卒者のうち、安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であり、奨励金の活用が適当であると認める者を、卒業年度の翌年度末までに安定所の紹介により雇入れ、引き続き6か月以上の正規雇用した事業主

直接雇用型及び内定取り消し雇用型の場合、安定所に奨励金対象求人を提出していること

### (3) 支給額

第1期（雇用を開始した日から起算して6か月の日まで）

25万円（50万円）

第2期（基準日から起算して1年6か月の日まで）

12万5千円（25万円）

第3期（基準日から起算して2年6か月の日まで）

12万5千円（25万円）

（ ）内は中小企業事業主

## 3 問い合わせ先

上記以外にも要件がありますので詳しくは最寄りのハローワーク又は秋田労働局職業安定部までお尋ねください。